

会 議 名 予算特別委員会（第2日）

開催日時 平成22年3月12日

午前 9時58分～午前11時45分

会 場 第5会議室

1. 出席者

1番 幸前信雄、3番 杉浦敏和、4番 北川広人、  
5番 鈴木勝彦、9番 神谷ルミ、10番 寺田正人、  
13番 内藤とし子、14番 井端清則、18番 小野田由紀子

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

杉浦辰夫、内藤皓嗣、水野金光、岡本邦彦、神谷 宏

4. 説明のため出席した者

市長、副市長

経営戦略GL、危機管理GL

地域協働部長、財務評価GL

市民総合窓口センター長、市民窓口GL、税務GL、収納GL

福祉部長、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL

文化スポーツG主幹

都市政策部長、都市整備GL、都市整備G主幹、上下水道GL

地域産業GL

行政管理部長、人事GL、行政契約GL

会計管理者

監査委員事務局長

5. 職務のため出席した者

事務局長、書記 1 名

6. 付託案件

- 議案第 19 号 平成 22 年度高浜市一般会計予算
- 議案第 20 号 平成 22 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
- 議案第 21 号 平成 22 年度高浜市土地取得費特別会計予算
- 議案第 22 号 平成 22 年度高浜市老人保健特別会計予算
- 議案第 23 号 平成 22 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 24 号 平成 22 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
- 議案第 25 号 平成 22 年度高浜市介護保険特別会計予算
- 議案第 26 号 平成 22 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 27 号 平成 22 年度高浜市水道事業会計予算

7. 会議経過

《質疑》

議案第 20 号 平成 22 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算  
歳入歳出一括質疑

問（13） 若干、去年よりも増収に、見ますと、なっていますが、大変雇用状況も厳しい折ですし、全体に公共料金を引き下げる工夫が必要ではないかと思うんですが、後期高齢者医療保険で 75 歳以上の方たちが別枠の保険に入って保険料も、一番お医者さんにかかる率が高いんじゃないかというふうに思いますんで、保険料も低くなると思うんですが、そういうふうにはなっていないということでもう少し保険料を引き下げる工夫が必要ではないかと思うんですが、資料をみますと、高浜市の資料 55 の資料 14 といいますかね、繰入金のほうが入ってはいますが、県内では 35 市ある中でビリから 2 番、3 番というような大変厳しい状況にありますがこういうのをもう少しかえられないというか、もう少し繰入れを増やして状況を改善できないのかと思いますが、そういう点でどうでしょう。

答（市民窓口） ただいまの御質問は、一般会計からの繰り入れを増やして保険税率を引き下げてはどうかというお話だと思いますけども、これまでも御説明申し上げてまいりましたとおり、国民健康保険というのは国民健康保険に加入しておみえになる皆さんのための保険ということでございまして一般会計からの繰り入れというのは被用者保険の被保険者の皆さんからいただいた税金こういったものを財源として成り立っておるという中で、税負担の公平性ということも勘案してですね、一般会計からの繰り入れにつきましては、これまでどおり法定の範囲内ということで考えておりますのでよろしく願いいたします。

問（13） これまでどおりのね、法定で決められているとおりって、今のそういう状況できて今の状況があるわけですから、やっぱりそれは他の市のように繰り入れを増やしてね、改善しなきゃ、もう本当に短期保険証も422件ですか、ありますし、資格証明書は2件ということで、1件減っていますけども、こういう状況がずっと続くと思うんですね。国民皆保険制度っていうふうになっているものが本当に崩壊してしまうんじゃないかというのがずっと声が上がっていますけども、こういう状態ではやっぱりそういう崩壊の危機に、崩壊してしまうという状況がありますから少しでも改善していかなきゃいけないと思うんですが、それで、国のほうが以前、大分前になります、45%まで保険の負担金をもっていたわけですが、今は38.5%ですか、減っていますが、こういう点で国にちゃんとその意見を上げているのかどうか。どういうふうにあげているのか、そういう点お願いします。

答（市民窓口） 国の負担を昔に戻してほしいというような声をどのようにあげているかという御質問だと思いますが、こういったことにつきましてはですね、例えば今年度11月に中央のほうで国保制度改善強化全国大会、こういったものも開催されております。また、その中では、決議として国保財政基盤強化策の継続実施と一層の充実強化ということで、決議もいたしております。そういった中でですね、声を出していきたい。また、東海北陸ブロックでは、国民健康保険主管課長会議、こういったものが開

催されております。そういった中でもですね、要望事項として国保の基盤強化策を強く求めるというようにも行っておりますのでよろしく願いいたします。

答（市民総合窓口センター） ちょっと加えさせていただきますと、具体的な行動としましては、全国市長会のほうで理事評議委員会で要望事項を、実は決定をさせていただいております。たくさんの項目がございますけども、その中の国民健康保険制度において、まさに今委員がおっしゃられるように国庫負担割合の引き上げについて、これが決議をされ、昨年12月4日にはすべての国会議員に対して要請をし、そして12月7日には関係省庁、すなわちこれは、厚生労働省、総務省、財務省になりますけども、そちらのほうへ全国市長会としてきちんと要望書を提出をさせていただいております。

問（13） 高浜でもですね、母子家庭の方が国民健康保険に入っているわけですが、子どもさんとお母さん、子どもさんが3人でしたか、みえるんですが、どうしても一人いくらという、2万2,000円でしたか、3,000円でしたか、その一人いくらという数字を12ヶ月かけるということで、本当に国保の負担が大変だと、短期でうちは払っているんですということ、先日も嘆いてみえましたが、そういう面でも保険料がやっぱり高いというのがお母さんたち、皆さんの意見なんですね。ですから、特に年金なんかで少ない方は、払うのが本当に大変なんだという方もおられますけども、そういう面でも繰入金を増やして、保険料を、特にこの経済状況厳しいときですから、保険料を引き下げて皆さんの状況に合わせてといいますか、改善をしていただきたいと思うんですが、国のほうにはそうやっていっているということですが、それにしても、なかなかその全体でいうだけでは効果が少ないと思うんですね。ですから、高浜市としてももっと強くいう方法を考えてやられてはどうかということと、お母さんたちのそういう声をしっかりまだ聞いていないといいますか、そういう声をしっかり聞いてやっていただかないと、短期保険証の方もなかなか解決しないんじゃないかという気がいたしますが、どうでしょう。

答（市民窓口） 国への要望というお話、高浜市独自でやってはどうかというお話でございますけど、やはりこういうのは単一の地方公共団体が行ってもですね、非常に効果が薄いということもありますので、上部組織、こういったものを活用しながらですね、今後も進めていきたいというふうに思っております。また、被保険者の皆様方の声を聞いてというお話でございます。この点につきましてもですね、短期証の更新、これは必ず、納税相談、納付相談ということで面談を行った上で更新をお願いをいたしております。そういった中でですね、そういった声があれば、それは当然現場としても、声は聞いているというふうに思っておりますのでよろしくお願いたします。

問（5） それではですね、基本的なところを少しお聞きしたいと思えます。22年度予算に対してですね、本当に21年度の予算と比較しまして出が多くて、入りが少ないというような、非常に景気低迷の中でですね、厳しい予算編成をこの22年度はやられたと思えますけども、この予算編成作業にあたってのですね、基本的な考えを少しお聞かせ願いたしたいと思います。

答（市民窓口） 平成22年度の予算編成にあたりましては、歳出2款保険給付費、こちらのほうが、21年度の給付実績が大幅に増加をいたしております。これに伴いまして前年度比9.4%、1億8,000万円余の増額と、歳出のほうがそれだけ増額となる中で、逆にですね、税収につきましては、昨今の経済情勢を反映いたしまして、特に所得割が大きく減少になるという見込みの中で8.2%の減ということになり、こういった大変厳しい条件の中での予算編成ということになりました。国保特会の性格として、予算編成にあたりましては22年度の収入をどれだけ見込めるかということをも十分念頭に置きながら、国・県の通知額、あるいは税収等の見込み、こういったものの捕捉に努めまして、歳出についても21年度の実績等を勘案しながら、歳出総額というものを見込ませていただきまして、歳入歳出それぞれバランスを考慮する中で自主財源と法定の依存財源の範囲内での予算編成ということに努めてまいりました。ただ平成21年度の

2 款の保険給付費、20 年度と比較いたしまして、相当な伸びということになっておりますので、22 年度の予算におきましても、同様なことが起きるといことも十分考えられます。そういった場合には基金のほうからですね、繰入をさせていただいて、対応をさせていただくと、こういったような事態もあるのではないかというふうに予測いたしております。

問（5） 国保税の収入についてはですね、非常に景気の低迷を受けて所得割が大きく減ったとの話でした。また国においてはですね、平成22年度の国民健康保険制度改革の中で、所得の少ない被保険者に対する応益割の負担軽減措置について、市町村のですね、選択性を導入するとの動きや、解雇された人ですかね、そうした人たちに対する所得割の負担軽減措置、あるいは、賦課限度額の引き上げを行うとの情報がありますけども、今回の予算の中では、これらの施策についてどのように対応されたのか伺いたいと思います。

答（市民窓口） ただ今の御指摘は、平成22年度の国保制度改革の中身について、所得の少ない被保険者の方々に対するいわゆる応益割ですね、均等割と平等割の軽減について、これまで応能・応益割合の一定の水準に準じてですね、政令のほうで範囲が定められておりましたけども、これがただ今御指摘のとおり7割・5割・2割、6割・4割、5割・3割これをですね、市町村の選択性とするというお話がございます。またこのほかにも課税限度額の引き上げ、あるいはお話のありました、非自発的な離職者に対する所得割の軽減だとかいった方向性が出されておるところでございます。これらの内容につきましてはですね、まだ関係法令が改正をされていないということに加えて、まだ詳細が私どもの手元のほうに届いていないということもございまして、当初予算の中では、現時点では反映をさせておりませんが、情報を踏まえましてですね、先ほど申し上げた7割・5割・2割の軽減の部分と限度額の引き上げの部分につきましては、先に開催をいたしました、国民健康保険運営協議会のほうに御諮りをいたしまして、その中で異議がないという旨の御決定をいただいておりますので、関係法令が改正されたあかつきにはそういった対応をしてまいりたい

というふうに考えております。したがって、これらの関係につきましては、4月に開催を予定がされております臨時会のほうに国保税条例の一部改正という形で具体的には出させていただく予定でございますけれども、それが御可決をいただければですね、22年度のいずれかの時点におきまして必要な補正予算等によって数字を調整させていただきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。なお、この辺の改正の中身につきましては、最終日に予定をされております全員協議会のほうで概要のほうは説明をさせていただく予定でございますので、あわせてよろしくお願いいたします。

問（5） 今の説明ですと高浜市は今現在6割・4割を7割・5割・2割に軽減するよ、あるいは限度額を引き上げるよということで我々からしますとですね、低所得者に対してですね、いたれりつくせりの施策をとられているのかなとそんなような感じがします。しかし、それぞれの新聞や何かの社説をみますとですね、非常に税と社会保障という問題が非常に今盛んに取り上げられておりますし、民主党の政策の中にもですね、最低保証7万円ですか、保証するというような、本当に国民にですね、もっと理解を求めないといけないような施策が打ち出されていると思います。財源の確保ということも一つあるのではないかなと思っております。ぜひですね、こういう低所得者に対する措置をですね、速やかに実施していただくようよろしくお願いいたします。

問（14） 先ほど話ができましたように今回、今回に限らずですけども、傾向としてですね、入りが大変少なく、出のほうが多いよと。そういう傾向は否めないというふうに思いますけども、その中で当市の国保会計みますと、入りが少ない分を被保険者の方にね、その多くを負担してもらってまわしているという中身があると思うんですね。したがってそれが、保険税という形に跳ね返って表れていると。その一方で内藤議員も指摘したように、国とのかかわりというのは非常に大きいですね。そもそも国保というのは収入の少ない人たちが加入する医療制度ですので、保険制度ですので、その点では、行政、そして国、あわせて手厚い支援というのがね、

これはもう避けられない会計上の仕組みとしてね。その中で国が、国の事情がとおりでしょうけども、さまざまな形をとってですね、今日に至っているその国庫負担の、要するに医療費分についての引き下げが現行行われると。それを契機にして全国の自治体がですね、保険料のアップをします。そのアップだけに耐えられずに、行政がやはり国にかわって支援をするというところで運営されているのが実態だと思うんですね。その割合を先ほど内藤議員も言ったように高浜市の場合は、一般会計からの支出がね、極めて少ないよと。これは負担を増してですね、そして市民生活の安定に寄与するという方策が一つ非常に大事な視点だということなんですね。あわせて国にもそもそもの制度上の問題として、国庫負担をきちっと維持するようにその声も大きくするということがね、今ほどこういう形でそのことが求められているときにはないんじゃないのかなというふうに思いますので、先ほど答弁ありましたように、一定のね、方向性は打ち出しておりますけども、従来型の取り組みにやっぱり安住しておってはだめだというのがね、今問われていると思うんですね。それは一般会計からの繰入を増やすということ。さらに国には一層のですね、要請をするということは今以上に強力に取り組む必要があるというふうに思いますけども、その点で改めて見解を聞いておきたいというのが一つです。先ほど担当が答弁をされた、保険制度のその認識ですね、先ほど運営協議会の話が出ましたけども、運営協議会委員さんたちを対象とした、冊子がでてますよね。必携という冊子がありますけども、その中身をみるとですね、国保というのは社会保障制度の一環だというのがきちんと明記をされて位置づけられているんですね、その観点では、これは随分認識のずれがあって何度か取り上げている内容にもなっておりますけども、今こそその原点にですね、担当事務、あるいは行政全体がその立場に立脚して社会保障制度の一環という立場に、やっぱり原則に立ち返った観点をね、再認識すべきだということを思いますけども、その考え方についても聞いておきたいというふうに思います。それから資料請求をして、いただいた中身で資格証明書の発行が21年度の状況の中に2世帯現状あるという実態ですけど、その中身についてね、

どういうふうな事情があってその資格証明書の発行にいたっているのかと。もう一つは資格証明書、命にかかわってくる問題にもなりますので、発行しないという方向をね、原則として貫くそういう姿勢をどう思っているのかというところも聞いておきたいというふうに思います。それからもう一つは274ページの県国保連合会の負担金39万3,000円が計上されておいて、次のページ276ページ、2款1項5目の審査手数料の中の診療報酬明細審査支払手数料497万2,000円と282ページの8款2項1目の中身で診療報酬明細書（レセプト）点検事業の中のレセプト点検委託料として403万6,000円と。このかわりの中でお聞きをしておきたいと思いますけども、特に276ページ、2款1項5目の審査手数料の中の審査支払手数料497万2,000円、この支出の支出先ですね、含めてどういう関係にあるのか、お聞きをしておきたいと思います。

答（市民総合窓口センター） 国保制度、特にその今委員おっしゃられた国庫負担金の問題については確かに大きな全体のその歳入予算の中の比重を占めるということは、それは私どもも感じております。その中で国への取り組みということにつきましては、先ほど内藤委員のときにも御紹介申し上げましたけども、やっぱり地方6団体が全体的に団結をして、やはり国のほうへ働きかけるというのが一番力強い支援だろうと私どもは思っております。その中で、6団体の一構成員であります、全国市長会は昨年度からそういった特にその国庫負担金の引き上げによる財政措置の拡充ということについては強く全国市長会として決議をし、国、関係省庁のほうへ働きをかけているということが現実にございますので当然、私どもの担当レベルでは、機会あるごとに先ほど担当のほうから申し上げましたが、例えば東海北陸のブロックの課長会議ですとか、そういった機会には、一自治体としての声は上げてまいりますけれども、その上部であります6団体の一翼を担う全国市長会のほうでそういう働きかけはしておりますので、今後もそれらの方向で私どもも声を上げていきますし、全国市長会としてもその働きかけはしていただけるものだというふうに思っております。引き続きそのような働きかけはやらせていただきますので、御理解をいただ

きたいと思います。

答（市民窓口） 社会保障制度の認識というお話でございますけども、確かに国民健康保険というのは、社会保障制度の一環ということではございますが、これはあくまで保険ということでございますので、これは前からもお話申し上げておりますけども、相互扶助と、保険である以上相互扶助であるという認識に立っておりますのでよろしくお願いいたします。それと資格証の2世帯の事情というお話ですけども、お一方につきましては、面談を進めていく中で、御本人様からも保険税は納める意思はないと、だから保険証もいないというような過去にそういうやり取りの中で資格証の交付というふうになったということを知っております。またもうお一方につきましては、しかるべき収入があるにもかかわらず、平成16年度以降、全く保険税を納めていただけないということで資格証の発行になっておるという状況でございます。また、負担金の問題でございますが、まず、国保連合会の負担金の39万3,000円、これは国保連合会が保険者の集まりである団体であるということでこれは一定のですね、そういう団体に参加させていただいている均等割みたいな性格のものでございまして、これは被保険者一人当たりいくらという中で、全県一律に納めておるという性格のものでございます。次に審査支払手数料の関係でございますが、これは国保連合会のほうで、第一義的にレセプトのほう、診療報酬明細書をですね、審査をお願いをいたしておりますので、それに対する手数料といたしまして、国保連合会のほうにお支払いをいたしておるものでございます。それから283ページですね、レセプト点検委託料につきましては、これは市のほうがですね、国保連合会のほうから第一段階としての審査の済んだレセプトの送付があるわけですけども、それを改めて再度資格検査、縦覧検査こういったものを行うということで委託をいたしておるものでございます。

問（14） 資格証明証の関係ですけども、一人の方については、保険証そのものがいないということでそのような対応をしておるとこのようですが、もう一人の方はこれは支払いがない、その事情というのはお

二方のそれぞれの事情というのは、例えば保険証いらないというのはどうしてかというのはみえてこないんで、そういうことになるよ、あなた自身が何かあったときにね、これは大変なことになるよというようなそういう話も当然相手方の話によってはこちらからその話の内容について理解を求めようね、保険証が必要だという内容を理解を求めようね、こういうことが必要になってくるんで、そのいらないだけではちょっとわからないんでね、その辺りちょっともう少し突っ込んで聞きたいなというのと、もう一方のその払わないというのは何か事情がある、その辺りもちょっと具体的にお示しをいただきたい。なんでかという、国会なんかでもよく問題になってますけどもね、保険証がないというのは、いきなり自己負担全額ですよ、10割負担ということになって、それが、やっぱり負担が重たいということで、いろいろ患っていても診療機関の窓口を訪れないというね、そういうことに連動しておると。それが最終的には命を落とすというようなね、大変悲惨な事件というのが全国事例として数多くあるよということがいわれているだけに、非常に大事な命綱にもなりますのでね、これはすべての方が保険証を有するというのが原則、基本に立つべき性格のものでありますので、一度その数は多い少ないという問題ではなくてどういうふうになっているのかと、現状をお聞きをしておきたいというふうに思います。それから、先ほど3つのセクションでその関連性を聞きましたけども、つまるところ当市がやっておる282ページの市総合サービス株式会社に委託している内容だと思いますけども、ここの時点というのは再チェックをするという場面なんですね、で、第一義的には国保連合会、いろいろの医療機関が請求をなされると、県の国保連合会にね。そうすると国保連合会のこの主たる事業内容というのは、その診療報酬を決める際に、その明細書をチェックするわけですね。それがほとんどの仕事、役割を担っていると思うんですね。で、だから先ほどいった276ページの手数料、500万近く負担をして、県の連合会にお任せをしておると。それを再び再チェックするよと。高浜市が。これまた400万のお金をつぎ込んでねやっておるといのはね、非常に事務的な効率で考えると、そ

れから負担を伴っていますので、無駄だと私は思うんですね。国保連合会がきっちりそういう明細書の審査をする立場に立てばね、二重手間する、チェックする機能というのは不要だというふうに思うんですね。だから、私は県の連合会のほうにですね、例えばいままでやっておった高浜市のレセプト点検でこれだけ再チェックをかけて、要するに明細書の変更があったということにつながっていると思うんですね、その分を取り上げて連合会にものを言うべきだと思うんですよ。どういうチェックをしているんだと、もっと完全にやりなさいよと、いうことを指摘をして改善させるべきだと思うんですね。それが連合会のそもそもの果たす役割ですのでそういうことはきちっとものを申すべきだというふうに思います。それをやらずしてね、当市独自で再チェックするための委託をするというのは、これは性格を踏み外してねやっているということは否めないですので、ぜひ改善を求めたいと思いますけども、どういう対応をされますか、お聞きおしておきたいと思います。

答（市民窓口） まず、資格証の関係でございますけども、当然ですね、資格証の交付の方につきましても、例えば医療が必要になったというような場合には、御相談いただければ短期証に切り替えて以後の納付相談に応じていくというような形。現実に平成20年度まで確か3世帯あったと思うんですけども、それが1世帯減ったというのが同様な事情でございます、本人が医療を必要とするという状況になったということ踏まえまして、短期証に切り替えたということを実際行っておりますので、このお二方につきましても、必要があればそういった対応をさせていただく考えでございます。ただ、個々の御事情ですね、なぜ保険証はいらないというふうにおっしゃられたのか、それはご本人さんがどういう思いで言われたのかちょっとわかりませんが、そういった中で保険税は納めないから保険証もいらないということでございますので、そういった対応をさせていただいておると。もうお一方につきましても、この方収入的にはそれなりの一定の収入がある中で全く相談にも応じていただけないという、いわゆる納税意識が欠如しておるのではないかというような中で、資格証の発

行ということになっておると捉えております。また、レセプト点検の関係でございますけども、連合会が行うレセプト点検というのは、やはり県内全部のレセプトを点検するという中でいろいろ制約もございます。例えば先ほど申し上げたような縦覧点検というのは数か月分のレセプトを横に並べてみてですね、その中でチェックをするというような内容になります。そうすると当然、これは国保連合会では行えません。国保連合会は請求のあった月の分のレセプトしかございませんので単月検査しかできないと。それを補うために数か月分のレセプトを保管しておるそれぞれの保険者においてレセプト点検を実施して医療費の適正化を図っていくということが目的でこういったレセプト点検というものを、これは国の方針もございましてですね、レセプト点検は、特に縦覧については積極的に実施するようというふうな指導もございます。こうした中身が調整交付金の算定等にもですね、影響がしてくるという実態もございますので、今後も必要な点検のほうは行っていきたいというふうに考えております。

問（14） 資格証明証ですけども、これはいろいろ事情がね、御本人もあって、考えたかもあってということは一面わからなくもないですけども、そうだからといってこの資格証明証に及ぶというのね、考えものですので、これは粘り強くやはりその家族、家庭に入り込んでですね、保険証の必要性、重要性というのをですね、理解していただくような、この訪問活動というんでしょうかね、相談活動というんでしょうか、そういうのは絶えることなくですね、改善へ向けた取り組みを一層強めていただきたいとお願いしておきたいというふうに思います。あわせて、この資格証明証を現在もっている方の世帯の中に、義務教育の年齢の扶養者というんでしょうかね、家族がいるのかどうか、確認をしておきたいというふうに思います。それから先ほどのレセプト点検の関係ですけども、いずれにしても県の連合会で診療報酬の審査会が立ち上げられていてね、そこで1つ1つの事案に対して点数表に基づいてその診療報酬を適正なものに決定をしているというのがね、県の連合会の主たる事業でそれが実態だと思うんですけども、それは先ほど、グループリーダー言ったように事務的なレベルの

ね、操作というのはそれはわからんでもないですけども、だからといって自前でね、例えばチェックをしなければならないということにもならないわけだから、これは改善をする部分というのがあるわけですのでね、その点では県の連合会に対してもっとしっかりやるべきだと言うのは、事務レベルの担当者会議というのものもあるでしょうから、それはきちっとね、ものを言うことも大事だというふうに思うんです。そうでないと、これは連合会の果たしている役割というのが、非常に問題になってくると。だったら負担をしなくてもいいじゃないかと。そうはいかないですね。これは仕組み上ね。それぞれの連合会結成したときには各地方自治体が参加しないといけないという内容にもなっておりますので、そうはならない部分というのは理解しますけども、非常にね、改善を求める部分というのは私はあるというふうに思いますので、その方向性を一度追求する取り組みを強めていただきたいと思います。取り組みを強めるべきだと思います。改めて見解を聞いておきたいと思います

答（市民窓口） 連合会に働きかけをということでございます。先ほども申し上げましたように連合会での審査というのはですね、愛知県内全体の国保のレセプトが上がってくるという中で、少ない人数で点検を行っておられるということでございます。その中であくまでも市町村が行っておる点検というのは、当然漏れもありますけども、主眼といたしましては先ほど申し上げました、保険者でなければできない縦覧点検のようなそういったものをですね、行うことによって連合会での審査では拾いきれない部分を拾っていくということでございますので、連合会への働きかけにつきましては、またそういった機会があればですね、考えていきたいと思いますが、例えば連合会での審査を行わないだとかですね、そういったことというのは、できないものというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。資格証明証の発行世帯は、いずれも単身世帯でございますので、子どもさんはおみえになりません。

歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

議案第 22 号 平成 22 年度高浜市老人保健特別会計予算

歳入歳出一括質疑

質 疑 な し

議案第 23 号 平成 22 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

歳入歳出一括質疑

問（3） 324 ページですが、前年度の予算と比較すると 22 年度予算が約 5.8% 増えていますけども、増えた理由は何か教えていただきたい。お願いします。

答(上下水道) 平成 22 年度の予算は前年度予算と比較すると約 5.8%、7,280 万 3,000 円の増となっております。歳出の事業を前年度と比較して増えた事業でございますけども、維持管理事業、それから汚水施設総務事業、汚水施設建設事業、元金償還事業でございます。汚水施設総務事業で 7,548 万 6,000 円増えておりますが、負担金で矢作川・境川流域下水道衣浦東部処理区建設事業負担金が 1 億 2,607 万 7,000 円で前年度より 7,708 万 3,000 円増えております。汚水施設建設事業で 4,663 万 9,000 円の増でございますが、これは委託料が前年度より 1,260 万 7,000 円、工事請負費が 784 万 1,000 円、補償、補填及び賠償金の物件移転補償費でございますけども、3,115 万 7,000 円増と増えております。増えた事業はこのようにいろいろとありますけども、なにが一番増えた理由かと言われますと、汚水施設総務事業の矢作川・境川流域下水道の衣浦東部処理区建設事業負担金が 1 億 2,607 万 7,000 円で前年度より 7,708 万 3,000 円増えたこととなります。

問（3） 一番増えた内容の部分をもう少し詳細に教えていただきたいのと、いろいろの事業が増えたということですけども元金償還事業等で、

借金の残はどれくらいに結果的になりますか。あともう1つ。22年度の下水の計画についてございましたら教えていただきたいと思います。

答（上下水道） 負担金の増えた理由でございますけども、新聞等でこれ報道されておりますけども、愛知県の流域下水道では現在、下水道のですね、汚泥を焼却して埋め立て処分にするだけでなく、肥料やセメント、そういった原料等として少しでも多く、有効利用する取り組みをされております。しかし、長期的により安定した有効利用を行う必要があることから、下水処理の過程で温室効果ガスが大量に発生することなどから温暖化防止に取り組んでいかなければならないということとして、下水汚泥を燃料化して、炭にするわけなんですけども、それをですね、有効利用進めるために施設を衣浦東部浄化センターにおいて平成21年度から建設工事に着手されるというその負担金が増えたということになります。あと、元金の残高でございますけども、平成21年度末で81億2,094万円、それから平成22年度末では81億9,539万5,000円を予定しております。それと工事の計画でございますけども、平成20年度末でございますけども、371.7ヘクタールの区域の汚水整備が完了して、全体の計画区域面積、890ヘクタールに対して、下水整備率は41.8%となりました。平成21年度でございますけども、21.4ヘクタールの区域を整備しておりますので整備が完了すると区域面積が393.1ヘクタールとなり下水道の整備率は44.2ヘクタールとなる予定です。で、平成22年度の予定でございますけども、中部第一処理分区として神明町二丁目のですね、翼ふれあい広場、神明公園の周辺ですね、それと論地処理分区として向山町一丁目の市道大清水線と向山の土地区画整理の整備したその間でございます。それと港第一処理分区として港小学校、県立高浜高等技術専門学校のその周辺で合計で3処理分区で17.25ヘクタールの区域を污水管の整備をする予定でございます。

問（13） 公共下水の関係で今、事業債についてなんかはいろいろお聞きしたんですが、接続率をみますと一番供用開始が古いところで96.1%、平成11年の4月が99%、これは随分いってますが、そのあと、平成1

1年の10月になると81.5%、そのずっとあとですが、平成13年の4月になると76%、78%と今から考えますと大分経つわけですが、こういうところがなぜ接続がされていないのかというふうに考えてみえるのかまずお尋ねいたします。

答（上下水道） 接続率の低いところの理由でございすけども、私のほう、一生懸命上げようと思ってですね、総合サービスのほうで職員を派遣していただきまして、個別訪問ですとか、PR、そういったものをお願いしております。そういった中で、平成13年の4月2日の供用開始区域が76%となっております。それから平成14年の4月1日の供用開始が78.5%ですか、平成18年の4月3日が59.6%と、こういった低くなっているんですけども、ちょうど前年ですね、1年前、平成21年の1月末の資料と比べますとですね、平成13年の4月2日が3.6%増えておりますし、それから、平成14年の4月1日の供用開始区域も4.4%増えております。それから平成18年の4月3日のところを比べますと14.3%増というふうで増えております。努力はしておりますけども、なかなかやはり、接続にはある程度の費用がかかりますので、接続していただけないというものがあります。戸別訪問をしてですねそういった方に意見も聞いておりますけども、平成13年の4月2日供用開始区域でですね、30件の戸別訪問を行っております。そのうちの約半数の17件の方と面談をしておりますけども、接続を考えていますという方もおみえになりますし、資金がないといわれる方もおみえになります。それから借家であるため、大家さんをお願いしていくという方もあります。中にはまだまだ私のほうがPR不足なのかなという面もあるんですけども、やる気がないという方もおみえになりました。それとどうしていくかということですけども、粘り強くですね、引き続き説明してですね、理解していただけるように努力していきたいとは思っております。

問（13） 理由といいますか、事情を聞きますと、やっぱりお金がどうしても絡むお話ですのでなかなか厳しい方が多いと思うんですが、そういう面でぜひ接続をしてといっても、先立つものがということもでてくるわ

けですから、そういう場合に戸別訪問しても、そういう面ではなかなか計画通り進まないと思うんですが、そういう面では接続の低所得者に対する助成といいますか、援助をしてはどうかと思うんですが、そういう面ではどういう考えでみえるのかお願いします。

答（上下水道） 接続の費用の補助のことをございます。いつも言われておりますけども、先ほども説明いたしましたけども、やはり相当な費用が発生してまいります。公共下水道の接続に際して市民の負担を少しでも軽減するためには、高浜市で下水道事業の受益者負担金の前納報償金制度ですとか、改造資金の足りない方に対しては、無利子の融資が受けられるように、金融機関へ利子補給をする水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給制度を実施しております。また生活保護世帯に対しましては、改造工事に要した経費のですね、補助をするための水洗便所改造費補助金制度を設けて下水道への接続の促進並びに接続者への負担軽減を図っております。また、下水道に接続した際に不要となる浄化槽、雨水貯留施設に改造し、転用される場合にも雨水貯留浸透施設の設置奨励補助金制度がございますので御理解をいただきたいと思えます。

問（14） 1点だけ、聞いておきたいと思えますけども、私たちが公共下水道を考えたときに、整備を完成するまでに非常に長期を要するという視点ですね。そのことに伴って、環境負荷が依然として解消されないままに推移するよという問題、それから工事費が非常に高くなるよという点ですね。そういうことを勘案してですね、公共下水道一辺倒で環境整備を図るのはやっぱり問題があるんじゃないのかということ、その地域をある部分は公共下水道で整備する、ある部分は浄化槽で整備をする、そういう選択性をもって効率のよい、そういう環境整備に図るべきだというのが基本的な私たちの立場なんですね。そういうことで、当局の見解を聞いておきたいと思えますけども、以前私、この点で一世帯あたりの経費、公共下水道にかかる費用とそれから浄化槽にかかる費用というのはどれくらい差が出るんだということ、一般質問でも聞いた記憶があるんですね。私たちが独自に試算をしたところは、浄化槽のほうは2倍から3倍の開きが

あって、安くあがるよという結果が出たんですね。だからそういう方向で一度検討したらどうかということ提起したいきさつがあったと思いますけども、今日の時点ですら、その公共下水道にかかる費用と浄化槽にかかる費用、一世帯あたりに置き換えてどれくらいの金額になっているのか、端的にお答えいただきたいと思います。

答（上下水道） まず下水道の計画でございますけども、汚水の処理方法としては、委員の言われるとおり、大きく分けて集合処理方法の下水道と個別処理の合併浄化槽との方法があります。高浜市が今まで進めてきております、下水道事業でございますけども、下水道の基本計画を立てて、認可をいただいてそれで進んできているわけなんですけども、委員の言われるように合併浄化槽でできるところは合併処理浄化槽もいいのではないかなというような情報も確かにありますけれども、平成15年度にそういった全圏域汚水処理適正処理構想のマニュアルがございまして、それで見直した結果、今、高浜市でも下水道で整備をしたほうが効率的だということで進めさせていただいております。しかし、近年の市町村合併による行政区域の再編ですとか、建設費の最新の知見、また地域の実情に応じて検討、定期的な内容の点検等、都道府県構想の見直しが国から県のほうに通知され、愛知県でもそのマニュアルの見直しがされます。来年度でございます。高浜市でも平成22年度予算で委託料で下水道施設再配置検討業務として、委託料を計上させていただいております。その結果によりまして、今までどおり集合処理の下水道で整備が効率的ということになるかもしれませんが、一部地域を合併処理浄化槽で整備したほうが効率的だというふうに変わるかもしれませんが、水質を考えたときですね、集合処理が個別処理より安定しているということがありますので、その辺を御理解いただきたいと思います。あと一世帯あたりの費用については、今持ち合わせがございませんので、よろしく願いいたします。

問（14） これはもっと誠実にね、当局対応していただきたい。そう思いますね。この問題は毎回、決算、議会だとかあるいは予算委員会、時をとらえて一般質問でも1つのテーマとして取り上げて、その改善を求めて

きている内容だけにですね、いつまでも明確な費用負担の割合が提出されないというのは極めて不誠実ですね、対応が。これは管理者にも一度その中身について、現況数値的にはじいていなければ、いつまでに数値を算出して議会のほうに提出をするのか、一度明言をしていただきたいと思います。いかがですか。

答（都市政策部） 今リーダーが申し上げましたとおり、今ここにはないということでございますので、最終日までには資料としては提出させていただきます。

議案第24号 平成22年度高浜市公共駐車上事業特別会計予算  
歳入歳出一括質疑

問（9） 357ページの公共事業管理業務の中で指定管理者選定評価委員会の謝礼が出てますけれども、来年度は選定の年に、改選の年になるのでしょうか。

答（都市整備G主幹） 21年度から改選しておりますので、来年度は改選の年ではありません。

問（9） 選定評価委員謝礼と書いてあるので、ちょっと紛らわしいというか内容がちょっとよくわからないんですけど、教えてください。

答（都市整備G主幹） 指定管理者選定評価委員会委員謝礼という報酬なんですけども、これにつきましては指定管理者のモニタリングに基づきまして、指定管理者がどういうことをやっておるか、第三者の方に評価していただいて、中間評価と年度評価、年2回を予定しております。

議案第25号 平成22年度高浜市介護保険特別会計予算  
歳入歳出一括質疑

問（1） 366ページ、保険給付費のところ、第4期介護保険事業計画2年目にあたる平成22年度介護保険特別会計における保険給付費、19億8,231万9,000円となっておりますけども、介護保険の事業計画に対してどのような状況か、また平成21年度実績見込みはどういう状

況になってますか、教えてください。

答（介護保険） 平成22年度の状況でございますが、介護給付標準給付費、第4期、平成22年度事業計画の値におきましては、介護保険事業計画のほうに記載してございますが、19億2,615万8,232円となっております。これに対しまして、介護給付費の標準給付額におきましては19億5,677万4,000円を計上させていただいております、計画値に対してまして101.6%で計画値を若干上回っております。これは後期高齢者等の増加によりまして、介護を必要とする方々がふえたものでありまして、平成20年11月介護保険サービスの御利用者は934名でございましたが、昨年11月、平成21年11月におきましては979人と4.8%増加しております。また平成21年度3月補正後の介護給付、標準給付費は18億5,128万5,000円で対計画値99.9%という率になっております。

問（1） ありがとうございます。介護については以前から上乘せ、横だしということで積極的に来られてるんですけども、これから高齢化社会ということで、介護の対象になる人がどんどんふえることが考えられますので、引き続き決算状況とかその辺見ながらサービスの内容等について、維持していけるようにやっていただきたいと思いますのでよろしく願います。

問（13） 介護保険が高浜市が今、県下で一番高い介護保険料になってますが、市民の方からは福祉の高浜って言ってたけども、何でか一番高いんだってねという話もよくお聞きします。それで高浜の保険料、昨年でしたか、第4期ということで上がったわけですが、こういう経済状況の中でよその市では途中からでも保険料を下げたところもありますから、そういう下げる努力はされたのかどうか、まずそのことと保険料の滞納状況を見ますと若干一昨年よりも減ってますけども、それでもずっとふえてるといのが資料いただいて見ても、金額から見ても、印象なんですけども、こういう点でどのようにされていこうとしてみえるのかまず願います。

答（介護保険） 保険料を例えば第4期の中で下げるということになって

まいりますと、基金の取り崩しとかそういったことになってこようかと思  
います。今年度基金につきましては、第4期で8,700万の基金を取り  
崩しをさせていただく計画を持っておりまして、平成22年度におきまし  
ては介護保険準備金を4,200万取り崩すことになっておりまして、基  
金の取り崩し等では対応できない金額に来ておろうかと思えます。また保  
険料におきましては、介護保険の利用量によって決まってまいりますので、  
そこで保険料を下げるということになってまいりますと、先ほど申し上げ  
ました準備基金の取り崩しということになってまいりまして、今回、8,  
700万の半分の約4,200万を取り崩す状況でございます。また滞納  
者の対応におきましては、収納グループと同行させていただきまして、滞  
納者個人とお会いいたしまして、個別面談で納付をお願いしておる状況で  
ございます。

問（13） 高浜が介護保険料が高いというのは、今、介護保険料、これ  
以上引き下げはできないという話が出ましたけども、基金の取り崩しでも  
全額取り崩したところもありますし、取り崩して基金がなくなったらどう  
するんだと言われますが、基金安定なんかですね、ありますし、そうい  
うのを利用して、今現在の基金は今のお年寄りが払った分ですし、今のお  
年寄りのために使っていかなきゃいけない分ですから、そうやって使う工  
夫をやっぱりしていくことが本当だと思うんですが、そのことと高浜の介  
護保険が高いのは上乘せ、横だしをしてて、福祉施策でやれる分まで上乘  
せ、横だしで全部介護保険に入れてるということが大きな要因としてある  
と思うんですが、そういう面でやっぱり他市のようにきちんと福祉施策で  
やる方向にしないのかどうか、その点をお願いします。

答（介護保険） 基金の全額取り崩しということでございますが、今年の  
議会でもいろいろ御質問をいただいた件でございます。これにおきまし  
ては、今、現行、3年間で2カ月分の保険料相当額を基金として保有して、  
やっていくというふうで4,400円を決定していただきました。仮に第  
4期で借金というか財政安定化基金から借り入れを行った場合、第5期、  
第6期でその借金を返していくことになってまいります。とになってまいり

ますと第4期で使ったお金を第5期、第6期の保険料で返していくということが、いかがなものかと思っております。次に上乗せ、横だしでございますが、上乗せにおきましては、法で決まっております介護保険のサービスでございますので、1号保険者で御負担いただいております。また住宅改修等の横だしにおきましては、介護保険から20%、一般財源から80%ということで全て介護保険から支出しておるわけではございませんので、御理解を賜りたいと思います。

問（14） 財政を圧迫している要因としては、さまざまあるわけですが、その1つに国庫負担金ですね、法に定めてあるのは25%の負担割合というのがありますけども、そのうちの5%は調整交付金ということになっていると思っておりますけども、それがこの当初予算の中でもね、2.99と、割合的には、こういうふうになっているので、このあたりはやはりしかるべき対応を国に求めていく必要があると。法律を遵守するという立場、貫くのであるならば、その取り組みというのも強力に進めていくべきじゃないのかなというのが1つですね。それからもう1つは、これも資料いただいたですけども、特養ホームの待機者、よく問題にしていますけども、22年の2月1日現在で105人が見込まれておるわけですね。この人も善良な市民の方でありましてね、保険料もきちっと納付しているということでもありますので、そのサービスにきちっと反対給付として、施設の整備というのはやっぱり求められていると思うんですね。このことについて、どういうふうに向けた取り組みというのをされていこうとしているのか、聞いておきたいと思っております。

答（福祉部） 私のほうから調整交付金のお答えをさせていただきたいと思っております。確かにこの調整交付金が従来であれば5%いただけるわけですが、現状当初予算でおきますと2.99%、約3%ですね。この1%の影響額が保険料でいくと、私どもの試算では約200円ぐらいになってまいります。こういったことから私ども、昨年の9月までは全国市長会の介護保険の分科会の監事市ということで、私のほうも出席をさせていただいております。その中で調整交付金の5%のことにつきましては、継続して別

枠化ということで重点要望として厚生労働省に要望していただきたいと、こういった御意見も出させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

答（介護保険） 待機者の状況でございますが、2月現在で105人の方が待機しておみえです。ですが、その中で老健等、他の入所サービスを使ってみえる方が老健で30人、医療入院が3人とかそういうふうになっておりまして、在宅で待機をしてみえる方のうち、要介護3、4、5の方におきましては、25人という人数になってきております。それで現行、緊急性がある待機状態の方におきましては、かねがね申し上げておりますように安立荘等をお願いしてですね、状況をお話させていただきまして、できるだけ早い入所だとかまた老健のほうで対応させていただく部分でございますが、また待機のこの3、4、5の25人の待機の方々の対応においては、大規模施設ではなくて、小規模施設をとということで今後、介護保険審議会等で検討をしていきたいと考えております。

議案第26号 平成22年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算  
歳入歳出一括質疑

問（13） 後期高齢者医療ですが、これは差別医療ということもあって、生活保護以下の年金がないような方たちでも保険料を払わなきゃならないとか、健康診査も差別されるというような状況で、大変怒りの声が強まっているわけですが、こういう保険を引き続きやっていくという点で、今、後期高齢者の方たちがこの保険に入ってみえるのかお示しいただきたいと思っております。

答（市民窓口） 2月末時点の数字で申し上げますと、3,753名ということになっております。

問（13） 特別徴収と普通徴収でどれぐらいに分かれているのか、それもお示しくください。

答（市民窓口） 特別徴収と普通徴収の人数ということでございますが、1月調定現在の数字で申し上げますと、特別徴収が2,541、普通徴収

が1, 296という数字になっております。

問（13） 特別徴収のほうがかなり多いわけですが、昨年全員じゃないですが、大方の方が特別徴収だったのが普通徴収に変わられたと思うんですが、どれぐらいの方が普通徴収に変わられたのか、そのあたりがわかっていたらお示しいただきたいというのと、後期高齢者医療保険料ですね、今年、2年経って、人数や医療費がふえたら上がるということがあって、保険料が上がったと思うんですが、その上がった金額についてもお示してください。

答（市民窓口） 普通徴収のうち、口座振替でやっておみえになる方が現在895人というになっております。このうちの大方の方が特徴のほうから口振のほうに変わられたというふうに考えております。それと保険料が上がったというお話のことですが、まず1人あたりの平均保険料で申し上げますと、平成21年度1人あたりが7万3,998円。これ年額でございますけども、これが平成22年度では7万7,658円ということで、3,660円の増。4.95%の引き上げということで、資料をいただいております。

問（14） 今の話に関連しますけども、この4月からその3,660円、率にして5%の増ということになりますけども、そもそもこの後期高齢者医療制度については4月の改定においてですね、国のほうは値上げをしないための手立てをとるよというのは基本的なスタンスだったんですね。ところがふたを開けてみると、ここに来てですね、必要な手立てが講じられていなかったということから、県のレベルでね、これは基金を取り崩していく、剰余金ですね、基金を取り崩して充てたと。それでもなお、5%値上げをせざるをえないような事情があったということは大きな原因というのは国にあると思うんですね。だから国に対してしかるべきアクションをとったのかどうか、とるための手立てをですね、事務サイドから声を上げたのかどうか、どういうふうないきさつがあったのか、聞いておきたいというふうに思います。それからもう1つは、普通徴収の関係でこれはいずれにしても市の窓口には振り込むという形の人たちですよ。特徴というの

は年金から天引きをされてる人、かたや窓口に払い込まれる人というふうに分かれておりますけども、この普通徴収にかかる人たちの徴収率、これが予算書を見ますと99.3%という比率になってるわけですね。前年が85.4%という徴収率との関係では、かなり高率になっておりますけども、これはどういう、要は見込めるのかということなんですけども、そのあたりひとつ見解聞いておきたいと思います。

答（市民窓口） 保険料の増加抑制策につきましては、今お話が出ましたとおり、余剰金あるいは財政安定化基金の活用ということで、愛知県におきましても2つを合わせまして、109億円を投入するという形の中で、本来12%ほどの引き上げになる試算であったものが、5%まで抑えられたということがございますので、よろしくお願いいたします。また国への声上げということもございますが、これにつきましても全国の広域連合協議会というものが全国組織でございます。その協議会の中で厚生労働副大臣等をお招きして、要望等も行っておるということで、通知を受けておりますので、よろしくお願いいたします。また収納率の問題でございますけども、この会計の性格といたしまして、収納した保険料を全額連合のほうへ納めなければいけないということがございます。そこで従前、平成21年度の当初予算におきましては、介護保険のほうの収納率を参考にさせていただいて、計上させていただいたんですけども、そうすると実際の収納額よりも低い数字になってしまうということがございまして、そうすると歳出のほうでしかるべき予算が組めないということになりますので、今年度にありますは広域連合のほうが見込んでおります予定収納率、これが99.3%ということがございますので、その数字を使わせていただいたということがございます。

問（14） 今の収納率とのかかわりですけども、決算レベルなのかよくわかりませんが、直近の状況でいくとこの収納率というのはどういうレベルにあるんですか。

答（市民窓口） 1月末現在の収納見込みでございますけども、前年と比較いたしまして、1.3%ほどのマイナスというような状況でございます

が、2月末で確かこの辺が改善をいたしまして、0.7%マイナスということで収納見込みについては、そんな状況で推移いたしておりますので、よろしくお願いたします。

問（14） そうすると99.3というのは、これは非常に見込みとしては無理のある見込みになるんじゃないですか。いかがですか、これは。

答（市民窓口） これはあくまでも、先ほども申しあげましたように広域連合の予定収納率、これを参照させていただいて、当然これに達するかどうかというのは当該年度にならないとわからないわけですが、低い収納率で予算を見込みますと歳出のほうの予算が不足してくるということになりますので、一定の収納率の中で歳出予算、これ歳入歳出同額になってくるというお話ですので、収納率を低く設定すれば、当然その分だけ連合への納付金が少なくなってしまうと、こういう仕組みになりますので、あくまでも連合の予定収納率で立てさせていただいて、当然その中でもし22年度の収納状況の中で乖離が出てくるようであれば、その辺は調整をさせていただくということも当然ありうると考えております。

## 議案第27号 平成22年度高浜市水道事業会計予算

### 収入支出一括質疑

問（1） 予算とは直接という話はないと思うんですけども、最近ですね、水道管が破裂して、断水したというのがちょこちょこ新聞、テレビで出てまいります。先日も2月の終わりになるんですけども、岡崎のほうで漏水事故があってということで、当日は市民の方が選択だとかお風呂ですとか、その辺控えていただいて、何とかしのいだということで、大きな事態にはならなかったということが書いてあったんですけども、高浜でこのようなことが起こった場合、どういう対応のされ方をするのかというのをちょっとお伺いたくて、この場でお答えいただきたいと思います。

答（上下水道） 岡崎市の事故については、新聞を見て知りましたが、高浜市でこのような事故が発生したということ想定しますと、まず漏水事故の発生箇所が配水場に水を供給する送水管で発生しております。高浜市

の場合、配水場に供給する送水管でございませけれども、愛知県の企業庁の送水管で漏水事故が発生したということになります。例えば、吉浜配水場への送水管で漏水事故が発生し、供給停止となった場合を想定しますと、吉浜配水場には水が入ってこないということから、配水池の水を有効利用する必要があります。高浜市の配水形態は高浜配水場と吉浜配水場の2系列ありますけれども、配水エリアを特に設けずに配水しております。そのため吉浜配水場を停止した場合でも、高浜配水場からバックアップをして、配水をしますので、配水池の水を有効利用できる間は特に市民生活に影響が出ることはありません。ですが、長時間送水管が断水をして、配水池の水がなくなるようなことになると、高い地域では水圧低下が発生すると想定されます。あと市の対応としては、愛知県と連携をしまして、供給停止開始時間ですとか修理時間の協議、把握、配水池の残容量の把握をし、正常運転で運用ができるか、高浜配水場に負荷をさせての運転が必要なのかを配水記録等により判断が必要となります。また長時間、供給停止になり、配水池の水がなくなるようなことになる場合は、広報車などでピーアールをすることになると思います。

問（１） 水道というのはやっぱり生命線ですし、日本の場合、蛇口をひねるときれいな飲み水出てくる。非常に大切なことで、これ当たり前だという意識になってるもんですから、万一の不測の事態に備えて、やっぱり体制はきちっととっていただきたいなと思います。

問（１３） これ見ますと世帯数はふえてるのに、水の需要が減ってるというふうに見えるんですが、どういうふうにそのあたりを考えてみえるのか、企業が使う水の量がかなり減ってるのか、そのあたりもちょっとお示してください。

答（上下水道） 今、委員の言われるとおりでございまして、世帯数はふえております。しかし水の供給量としては減っている。何が原因かといいますと、やはり企業の方の口径の大きいメーター器でたくさん使用する分、そういった方が使用量が減っているということになります。21年度補正予算でも使用量等減額させていただいておりますけれども、夏場に8月3

日が確か梅雨明けだったと思いますけれども、そういった天候不順によって使用量が減っておるといこともございますので、よろしくお願ひします。

問（13） それについてはわかりましたが、今は企業の水を使わない工夫、使った水を回して使うようなこともかなり企業によってはやられてるみたいですので、そういう点でいうと今、1万6,500トンですか、契約水量があると思うんですが、この数字はこのままいくのかどうかそこもお願ひします。徳山ダムなんかは県がやってるわけですが、徳山ダムはできたけども、導水路をつくるということが言われてまして、そうすると県水で単価に跳ね返ってくるということもありますし、導水路そのものも必要ないんじゃないかということが思われるんですが、それが今、導水路は調査するとかいうことで止まっているようですが、ぜひこういうのはやめていただくように声を出していただきたいと思いますが、まずその点でお願ひします。

答（上下水道） まず契約水量、承認基本水量といいますけども、1万6,500トンで21年度も22年度もそのままで継続していきたいと思ひます。といいますのは20年度に1日最大給水量が1万6,311ということで、過去最大の実績が出ております。これを踏まえまして、水道というのは天候にも大変左右されますので、1万6,500、これ以上ちょっとふやすことは考えておりませんけれども、しばらくはこの1万6,500を継続していくというふうに考えております。あとダムの関係で導水路のことになりますけれども、高浜市には委員も御承知のとおり浄水場がありません。県営水道から上水を100%購入して、水源としております。そのために県営水道の安定した供給が必要となりますので、委員も体験されましたけれども、平成6年の渇水で牧尾ダムが渇水しております。その時には給食で節水メニューだとかそんなのもありましたけれども、そういったことにならないように安定供給を愛知県のほうにお願いしております。徳山ダムは近年20年間で2番目の渇水時においても水道水を安定供給できるように開発されたもので、すでに完成されておりますけども、あとは

ダムから導水路、木曾川導水路ですけれども、この工事に着手されて完成されれば目的は達成されるということでございますけれども、委員の言われるように現在は環境調査をされることで新たな段階に入らないということで国が判断されているようでございます。愛知県のほうに聞きましたけれども、導水路建設には依然前向きな姿勢を持ってみえて、企業庁として用水供給事業者でございますので、その辺の責任はしっかり持たれているのかなというふうに思っておりますし、高浜市といたしましても愛知県に安全な水を安定して供給していただくようお願いしておりますので、御理解いただきたいと思います。

問（13） 徳山ダムをつくったときに、導水路の話はなかったんですが、その後急に出てきて、今、国の働きかけもあって調査するようになったということなんですが、これは名古屋の河村さんも言ってますように、必要ないんだということもありますので、ぜひそのように働きかけをしていただきたいと思いますということと、水道の通る水道管の関係で耐震診断というか地震対策というかそういう面は大丈夫なようになってるのかどうか、その点でもお願いします。

答（上下水道） まずダムの関係でございますけれども、導水路の関係でございますけれども、まずダムをつくられた目的としてはやはり水の安定供給ですか、そういった目的もあるということで、導水路をつくらないとダムでためておくだけで有効利用できないという面もございますので、私たちは常に安定供給を市民の皆様にしていく必要がありますので、愛知県のほうにそういった要望はさせていただきますけれども、ダムの建設を中止してほしいとかそういった要望はいたしておりません。あと耐震対策の関係でございますけれども、今年度も重要給水施設の配水管の敷設替え工事を行っておりますけれども、22年度につきましても引き続き、こういった重要給水施設の配水管敷設替え工事を行っていきたいと思っております。

問（14） 1点確認をしておきたいと思っておりますけれども、26ページに記載されております、県の受水量ですね、この受水量が3億5,600万余

にわたって、金額で払うという契約になっているわけですが、この水量そのものが当市が使っても使わなくても納めんといかんよという契約の内容になってると思うんですね。いわゆる問題にしたいのは、使わなかった場合の空料金、ここの料金まで契約だからといって必要があるのかというその問題なんですけども、これ高浜だけじゃなくて県水それぞれ受水しておる自治体というのは県下にありますけども、県下の状況はこの責任受水制にきちっと基づいて、一切空料金を払わないという自治体があるのかなのか、こういう実態としてはどういうふうに把握してますか。

答（上下水道） 県水の料金体系の話になりますけども、承認基本水量との差ということになりますけども、県水のほうではある程度やはり承認基本水量に基づいて、施設そういったものの計画を立てて、費用をかけてつくっていくということですので、それに私のほう承認基本水量、少しでも近い状態で、水を使っていくというのが一番いい形になりますけども、やはり天候等で左右されますし、また災害等が起こった場合、そういった面の水も必要となりますので、この辺を理解していただきたいと思います。それから各市町のそういった空料金とは私のほうは言いませんけれども、承認基本水量と実際使ったその差についての差を少しでも縮めて、なくしていただきたいという要望は実は県水100%受水されているところでは、そういった声は上がっておりません。逆に自己水源を持ってみえる方のところはそういった声が出ているようでございます。

問（14） 私が承知しているのは東浦町さんがその種の対応をされると。契約が3年ということをして2年に短縮をして、より使用水量の実態に近づいてると、さっき言った空料金の部分もですね、改善するための働きかけをしながら、一定部分改善されてるという話を聞いておるわけで、これは自己水源があるなしにかかわらず、やっぱり実態にきちっと基づいた対応というのが、水道料金にも跳ね返ってくる、市民生活も大変苦しい中で、こういったところにもきちっと目を向けて、無駄な支出というのは極力なくすというのが、今ほど求められているときはありませんので、この時期をとらえてですね、ぜひ県のほうにいわゆる空料金なるものの支出行

為についてね、改善を求めるような働きかけ、これは一度やっていただきたいと、するべきだと思いますけども、担当者に対応するのが難しいので部長かあるいは三役クラスで答弁求めたいと思います。

答（都市政策部） 今の御意見はお伺いいたしまして、県の水道南部ブロック協議会とか西三河の水道事業の連絡協議会もございますので、そういうところで一度話していきたいと思います。

委員長 特別会計及び企業会計につきまして、質疑もれはございませんでしょうか。

### 《採 決》

議案第 19 号 平成 22 年度高浜市一般会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 20 号 平成 22 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 21 号 平成 22 年度高浜市土地取得費特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 22 号 平成 22 年度高浜市老人保健特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 23 号 平成 22 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 24 号 平成 22 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

挙手全員により原案可決

議案第 25 号 平成 22 年度高浜市介護保険特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 26 号 平成 22 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

挙手多数により原案可決

議案第 27 号 平成 22 年度高浜市水道事業会計予算

挙手多数により原案可決

審査結果の案文について正副委員長に一任

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前 11 時 45 分

予算特別委員会委員長

予算特別委員会副委員長